

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
1	看護小規模多機能型介護	応募書類	応募書類一覧にある「施設整備計画に関する理事会議事録の写し」とはどのような書類を指すのか。 また、議事録に盛り込む内容はどのようなものか。	貴法人の理事会又は取締役会において、当該施設整備事業者への応募についての承認が得られている旨がわかる議事録の写しを添付してください。
2	看護小規模多機能型介護	人員基準	管理者は保健師・看護師以外のものでも従事可能か。 また、指定訪問看護事業所の管理者と兼務は可能か。	管理者は、地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師が従事可能です。 また、兼務については、同一の事業者によって設置された指定訪問看護事業所の管理者として従事する場合であって、指定訪問看護事業所の管理者として職務に従事する時間帯も、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合は兼務が可能です。
3	看護小規模多機能型介護	選定スケジュール	選定委員会の選考後、選定結果の通知までにどの程度期間を要するか。	選定委員会での選考後、介護保険運営協議会及び地域密着型事業所部会への意見聴取ののち、市長が最終決定を行います。 決定通知は、8月下旬ごろ送付予定です。
4	看護小規模多機能型介護	補助金関係	小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合、当初交付を受けている補助金は返還対象となるか。	小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合は、補助金等の返還はありません。 別途、財産処分に係る承認手続が必要ですのでご注意ください。
5	看護小規模多機能型介護	応募書類	整備事業者決定後に用地を取得する場合、応募方法はどのようになるか。	整備事業の事業所となる土地について、応募時点で確保されている、又は、その見込みがあることが必要です。 整備事業者決定後に用地を取得する場合は、以下の書類を添付してください。 ・設置予定の土地の登記簿謄本 ・地権者の売買内諾書（設置予定の土地を買収する場合のみ。） ・地権者の賃借内諾書（設置予定の土地を賃借する場合のみ。）
6	看護小規模多機能型介護	応募書類	取締役会設置会社でないため取締役会は開催されないが、これに代わる会議として役員が出席する経営会議を毎月開催している。 この経営会議にて当該施設整備事業者への応募が協議されその結果を記した議事録は、取締役会議事録の代用となるとの理解でよいのか。	お見込みのとおりです。